

## 令和3年第3回定例会（9月議会）一般質問議事録抜粋

中津市議会議員 大塚 正俊



| 件名                        | 質問要旨                 |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 市民の命と財産を守るために為すべきこと    | ①浸水想定区域内にも避難所の設置を    |
|                           | ②広域避難ルートの確保を         |
|                           | ③避難行動要支援者の命を守るために    |
|                           | ④命と財産を守るための建築制限      |
| 2. 蛸瀬地域の準工業地域の土地利用の促進に向けて | ①蛸瀬地域を準工業地域に指定した理由   |
|                           | ②（都）中殿米山線の位置づけと整備の意義 |
|                           | ③（都）米山公園の整備計画の見直し    |

8月11日から降り始めた秋雨前線の停滞による大雨によって、これまでに土石流に巻き込まれるなどして少なくとも8人が死亡、3人が行方不明になりました。また、床上・床下浸水などの住宅被害は17府県の約4,450棟、全壊・半壊の被害は広島、福岡、長崎、大分の各県で12棟に及んでいます。（8/18現在）

このたびの豪雨災害におきまして、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様が一日も早く平穏な生活に戻られますことをお祈り申し上げます。

それでは、通告しています2つのテーマについて、市長に質していきたいと思えます。

### 1. 市民の命と財産を守るために為すべきこと

#### (1) 浸水想定区域内にも避難所の設置を

①昨年4月に改訂した防災マップにおける浸水シミュレーションに基づき、南部校区、北部校区、豊田校区、沖代校区、小楠校区、鶴居校区内の浸水被害の発生する公共施設には、避難所を設置しないという方針で対応がなされています。22,000世帯を超える市民が自宅の2階に垂直避難した場合の救護の困難さを鑑みれば、それらの校区にある3階以上の学校や公共施設を避難所として開設すべきと考えますが如何ですか。

#### 【総務部長答弁】

現在、洪水などで浸水が想定される場合には、浸水想定区域内の避難所は開設していませんが、遠くの避難所への避難をためられる住民の方や、気付くのが遅くなり、逃げ遅れる方がいらっしゃる場合も考えられます。

そこで、このような方を緊急的に受け入れる場として、浸水想定区域内の小学校の利用を考えています。

これまで各学校を訪問し、避難所として利用可能なスペース等の確認と利用にあたっての協議を進めてまいりました。

現在、鍵やセキュリティーカードの複製などの準備を進めており、準備が整い次第、地域住民への周知を行いたいと思えます。

②市に対して北部校区防災士協議会からも北部小学校を避難場所として指定し、防災備品の配置を要望しています。方針変更を早急に関係団体にお知らせし、避難所の運営等の訓練等を行政と一緒に実施すべきと考えますが如何ですか。

**【総務部長答弁】**

今回の、浸水想定区域内における小学校の避難所利用につきましては、先程答弁いたしましたとおり、遠くの避難所への避難をためられる住民の方や、気付くのが遅くなり、逃げ遅れた方などを受け入れる緊急的な受け入れ先としての利用となります。

洪水などで浸水が想定される場合における避難の大原則は、より早く、可能な限り、より安全な浸水想定区域外への避難であると考えます。

そこで、住民への周知と避難所運営訓練につきましては、これらの点を十分踏まえたうえで、避難所選択の最優先施設として誤った認識をされないよう、慎重に行いたいと考えます。

**(2) 広域避難ルートの確保**

①8月12日、午前8時以降に降り始めた豪雨によって、旧中津市内各所の道路が冠水しました。この日の最大1時間降水量は48mm（午前10時前後まで）と過去10年間で3番目に多い雨量でした。そこで、8月12日の豪雨で10cm以上道路冠水が発生した箇所とそれぞれの浸水深さを伺います。

**【建設部長答弁】**

旧中津市内の市道で10cm以上の冠水が発生した箇所としては、17路線 17か所を確認いたしました。具体的には、(豊田校区)① 井上小児科付近 10cm、(沖代校区)② 中津北高校体育館の西側 20cm、③ 沖代小学校の東側 28cm、④ セントラルゴルフ付近 23cm、⑤ 松永循環器病院付近 20cm、⑥ 松林書道教室付近 20cm、(小楠校区)⑦ 東九州短期大学前 15cm、⑧ ブリジストン付近 25cm、⑨ 中津中学校付近 15cm、⑩ モナークゴルフセンター付近 40cm、⑪ 下池永大新田線改良工事箇所付近 20cm、(鶴居校区)、⑫ 瑞泉寺付近 20cm、(大幡校区)⑬ フジ電付近 40cm、⑭ 清浄園付近で 10cm、⑮ 大幡小学校ひがし西側 15cm、⑯ ゆうだ歯科クリニック付近 13cm、(如水校区)⑰ トライアル付近 25cm。

また、県管理道については、中津土木事務所にお聞きしたところ、1箇所、豊陽交差点で10cmの冠水を確認しているとのことでした。

②当日、午前9時すぎには、すでに道路は冠水し、深いところでは20cm以上に達したところもありました。職員の配置が間に合わず、車が進入し、水しぶきをあげて通過していました。今回冠水した道路を含めて、道路冠水予想マップを作成し、事前に市民へ周知すべきと考えますが如何ですか。

**【建設部長答弁】**

今回の冠水箇所は、公共下水道事業計画区域内の内水による浸水を対象として平成31年に作成した「内水ハザードマップ」の浸水想定箇所と重なる部分も多く、同じような浸水想定

マップが複数あることで分かりづらくなることも考えられます。そのため、市道を通行止めとする目安や、前回の通行止め箇所等をホームページで公開することで、市民への事前周知を図っていきたいと考えています。

③今回冠水した道路の中には、沖代平野から下毛原台地にある避難所へ向かう避難ルートに位置するものが多くあります。豊陽交差点や短大前道路、耶鉄跡の古城の坂は、ダイハツアリーナに向かう最短道路でもあります。道路冠水の原因は、雨水幹線や用水路の流量断面不足や湾曲もよるものと考えますが、今回冠水した各道路の冠水解消の対応について伺います。

#### 【上下水道部長答弁】

ここ近年では、全国各地で多発する局地的な集中豪雨と併せて、平野部では、水田からの宅地化等が進み、田んぼが本来持つ用水機能が失われていっていることにより道路冠水へと繋がっている状況です。

このような状況を受けまして、中津市では、「平成 29 年度中津市雨水対策基本計画書」を策定し、当計画に基づき、雨水対策事業を計画的に実施しているところであり、「牛神湯屋雨水幹線」等、事業進捗を図っていけば、今回、冠水した各道路の冠水も解消されるものと考えています。

#### 【商工農林水産部長答弁】

近年、頻繁に起こる豪雨により、水路から道路へ雨水が越境し冠水することが、多くの箇所で確認されています。

その中で、耕地課が所管する水路は、農業用水路であり、現状、事前に冠水箇所にあたる地域住民と連携をとり土嚢などの設置で対応をしています。

今後は、冠水解消に向け、各改良区と協議を行い、必要に応じて水路の一部嵩上げ等の対応についても考えてまいります。

### (3) 避難行動要支援者の命を守るために

次に、避難行動要支援者台帳について伺います。災害時要支援者対策として平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように定められています。

①令和元年度より避難行動要支援者台帳システム導入に向けた情報処理作業を進めてきたと思いますが、避難行動要支援者台帳の進捗状況について伺います。

#### 【福祉部長答弁】

避難行動要支援者台帳システムにつきましては、令和元年度にシステム導入しております。このシステムを運用するため、令和 2 年度に「中津市避難行動要支援者避難支援計画」を策定して要支援者名簿登載者の要件を見直し、名簿作成を完了しております。

現在、この名簿を平時より自主防災組織等に提供するため、名簿登載者に対して個人情報提供の本人同意確認作業を行い、同意者の名簿提供の準備を進めているところです。

②避難行動要支援者の情報を自主防災組織等へ提供するにあたって、未同意者の取り扱いが

課題となります。まず、全員の同意を取得する取り組みをすること。同意が取れない場合は、未同意者の情報は封筒に入れ代表者に手渡し、災害の発生する恐れのある際に開封することが可能という手続きを進めるべきと考えますが如何ですか。

**【福祉部長答弁】**

災害対策基本法の定めにより災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、本人の同意なく名簿情報を提供できる旨が謳われており、そのような緊急時には迅速に名簿提供を行いたいと考えております。

提供の方法につきましては、発災時に迅速な対応が求められる一方、個人情報の取り扱いに細心の注意が必要であるため、実務として有効な方法で対応したいと考えております。

③次に、避難行動要支援者の命を守るためには台帳作成後の自主防災組織との連携が必要です。市としてどのような取り組みを考えているのか伺います。

**【福祉部長答弁】**

自主防災組織との連携につきましては、避難行動要支援者名簿情報の提供ができるようにするほか、名簿に登載された要支援者を対象とした避難訓練や連絡体制の強化など、平時からの備えが重要と考えております。

避難行動要支援者一人ひとりをだれが支援し、どのような災害の場合にどのような経路でどこに避難するべきかを検討し、あらかじめ定めるような取り組み（個別計画）を自主防災組織等と連携しながら考えていきたいと思っております。

④自主防災組織による避難行動要支援者の避難を行うためには個別支援計画が必要となります。そこで、個別支援計画策定の進捗状況について伺います。

**【福祉部長答弁】**

個別計画につきましては、本年5月に改正施行された災害対策基本法で市町村が作成に努めることとされました。市としても災害対策として非常に重要な対策と認識しており、現在、策定にむけた準備を進めております。しかし、2千人（2,492人）を超える要支援者の個別計画を短期間で作成することは困難であるため、要支援者のなかでも特に支援が必要な人から策定を進めたい考えです。

⑤個別支援計画の作成を自治会や各自主防災組織だけに委ねてもなかなか進まないとは考えています。

全国的には、地震などが起きた際、高齢者や障がい者がどう避難するかを定める災害時ケアプランをケアマネジャーや相談支援専門員が、平常時のサービス等利用計画を作成する際に一緒に作成する動きが広まってきています。本人をよく知る福祉の専門職が仲介役となり、当事者や地域住民と話し合っ作成を推進しています。

兵庫県や別府市では2019年度から、ケアマネジャー等への報酬の引き上げや経費に予算を充てると聞いています。

そこで、中津市においても個別支援計画の作成を迅速かつスムーズに行うためにこのよう

な取り組みをすべきと考えますが如何ですか。

#### 【福祉部長答弁】

ご質問のとおり自治会や自主防災組織だけに委ねるのは難しいと考えております。要支援者本人のことをよく知るケアマネージャーや相談支援員に協力をいただくことも検討しており、必要な予算についても、今後、確保に努めたいと思います。

#### (4) 命と財産を守るための建築制限

8月の秋雨前線の停滞による大雨によって、床上・床下浸水などの住宅被害は約4,450棟、全壊・半壊の被害は12棟に及んでいます。(8/17現在)

日本には、1,203万世帯、実に4世帯に1世帯程度が災害リスク地域(土砂災害警戒区域・津波浸水想定区域・浸水想定区域のいずれかの地域)に居住する状況にあると言われております。

地球規模の気候変動の影響もあり、今後、災害の頻発化・激甚化が見込まれているが、その一方で、人口減少に伴う税収・自治体職員数の減少と復旧・復興工事の職人不足は深刻化していることから、近い将来、災害時にこれまでと同じ対応は困難になることも懸念されます。

市民の命を守り、かつ、災害対応の人的負担やコストを減らしていくためには、①災害ハザードエリアにおいて住宅や都市機能の新規立地の抑制を進める、②災害ハザードエリアに立地する場合には、想定されている災害リスクに応じた建築物・宅地造成・擁壁等の安全基準を強化する、③広域避難に関する計画づくりや避難スペースの確保を進めることなどが急務と考えます。

①そこで、まず、中津市の防災マップにおける「山国川等の家屋倒壊等氾濫想定区域の面積と宅地に占める割合(旧中津、旧下毛)について伺います。

#### 【総務部長答弁】

山国川の氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域の面積については、大分県管轄分は把握できておりませんので、山国川河川事務所管轄分の概算での状況を申し上げますと、

・中津地域 約82ha ・山国町を除く旧下毛地域 約226ha

となっており、宅地に占める割合については、山国川河川事務所も把握しておりませんので、単純に各地域の家屋倒壊等氾濫想定区域面積をそれぞれの宅地面積で割った数字を申し上げますと、

・中津地域 約3.8%(参考:82ha/2,130ha) ・山国町を除く旧下毛地域 約31.8%(参考:226ha/710ha) となります。

②家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流や河川侵食が発生する恐れがある区域で、2階以上の建物への垂直避難では家ごと押し流されてしまいます。

倒壊等氾濫想定区域に住まれている方にお知らせしたところ、その認識はありませんでした。そこで、想定区域内に居住する市民への早期避難の周知を徹底すべきと考えますが、これまでどのように周知してきたのか、また今後どのように徹底していくのか伺います。

【総務部長答弁】

平成29年に想定最大規模による浸水想定区域が公表され、令和2年4月に防災マップを全戸配布しております。

これまで、浸水想定区域内の居住者に区域外への避難を促す取り組みは行ってまいりましたが、家屋倒壊等氾濫想定区域に居住する方への早期避難についての周知は不十分であったと考えます。

今後は、浸水想定区域内の中でも特に、早期避難が必要な地域であることを認識いただき、適切な避難行動に繋げていただくよう、周知徹底について努めてまいります。

③今回8月の豪雨によって、武雄市の市街地が浸水した映像がテレビに映し出されました。もし、中津市内に同程度の豪雨が降っていたら沖代平野も同じような状況になっていたことは防災マップで想定が付きまます。

そこで、中津市における防災マップの浸水深さ0.3m以上と3m以上の面積、その宅地に占める割合（旧中津、旧下毛）と最大深さ（地点）について伺います。

【総務部長答弁】

想定最大規模による浸水想定面積については、先程の答弁と同様に山国川河川事務所管轄分の概算での状況を申し上げますと、

・中津地域 0.3m以上 1,372ha、うち3m以上 137ha

・山国町を除く旧下毛地域 0.3m以上 321ha、うち3m以上 240ha

となっており、宅地に占める割合については、山国川河川事務所も把握しておりませんので、単純に各地域の浸水想定区域面積をそれぞれの宅地面積で割った数字を申し上げますと、

・中津地域 0.3m以上 約64.4%（参考：1,372ha／2,130ha）

3.0m以上 約6.4%（参考：137ha／2,130ha）

・山国町を除く旧下毛地域 0.3m以上 45.2%（参考：321ha／710ha）

3.0m以上 約33.8%（参考：240ha／710ha）

となります。

また、最大の浸水深は、耶馬溪中学校付近で、最大約31.3mとの想定となっています。

④市のホームページで、洪水の浸水を体感できるチラシが公表されています。耶馬溪支所では最大約18.7mも浸水します。このエリアに住む市民の命と財産を守るため、市としてどのような対策を講じるのか伺います。

【総務部長答弁】

耶馬溪支所付近では、最大約18.7mの浸水が想定されており、耶馬溪支所管内の他の避難所も浸水想定区域内であったり、土砂災害警戒区域内に存在することから、支所管内での避難先確保が困難な状況です。

このようなことから、当該地域に所在する保育施設については、避難確保計画の作成をお願いし、早期の段階で園児を保護者に引き渡し、どうしても迎えに来られない園児については、保育施設職員と支所管外の安全な避難所に避難するよう指導を行っております。

なお、今後は地域住民にも、浸水想定を十分認識していただき、タイムラインの作成と避難

訓練の実施などにより、適切な避難行動がとれるよう、支援を行ってまいります。

⑤次に、中津市の都市計画総括図（資料1）をご覧ください。浸水想定区域の沖代平野に都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域が赤線で囲んだエリアに広がっています。

第1種低層住居専用地域は、良好な住環境を保護するために、10mの絶対高さの制限や外壁の後退距離制限などが定められ、主に1~2階建ての低層住宅がゆったりと立ち並ぶような住宅街の誘導を目的としています。さらに、建築できる用途建物は、原則住宅が中心で、店舗や事務所の建築は認められていないため、指定範囲が広く、買い物や通勤などに不便を感じる地域にもなっています。

水防法の改正による浸水被害想定降水量等の前提条件（山国川流域の9時間総雨量528mm）の見直しにより、浸水被害想定区域が拡大し、浸水深さも高くなった今、低い建物を誘導する第1種低層住居専用地域の見直しを実施すべきと考えますが如何ですか。

#### 【企画観光部長答弁】

沖代平野はまとまった農地が残る地区で、この農地と調和のとれたゆとりのある低層田園住宅地の形成を目指して、第1種低層住居専用地域として指定しています。

用途地域の変更につきましては、中津市都市計画マスタープランの土地利用計画の見直しに合わせて行っているところですが、災害リスクの高まりや、地域住民の生活の利便性等の情勢の変化を総合的に考慮し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

⑥また、災害ハザードエリアである家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水想定区域（3m以上）に新規立地を許容し続けることは、災害時の公的な対応・負担増だけでなく、将来世代に負の遺産への対応・負担増を強いることとなることにも目を向けるべきです。

今、都市政策として取り組むべき課題は、昨今の想定を超える災害から「命を守る」土地利用をコントロールする制度の構築です。

そこで、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水想定区域（3m以上）を立地適正化計画による居住誘導区域外に指定してはどうかと考えますが如何ですか。

#### 【企画観光部長答弁】

頻発・激甚化する自然災害に対応したまちづくりを推進するため、立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」の記載が位置づけられました。また、土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い区域（災害レッドゾーン）については、居住誘導区域から原則除外することとなっています。

家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水想定区域につきましては、原則除外対象の区域とはなっていませんが、今後計画を作成する中で、災害リスクの分析と、災害の課題への対策を検討し、それらの区域の除外も含めて、コンパクトで安全なまちづくりを目指した居住誘導区域の設定を行って行きたいと考えています。

⑦立地適正化計画制度は、居住誘導区域外における3戸以上の建築・開発行為に対する届出・勧告等をベースに緩やかな立地誘導手法となっています。

市民の命と財産を守るため、もう一步踏み出して、独自のまちづくり条例を制定するか、建

築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定、若しくは都市計画ツールの特定用途制限地域を指定することで、災害ハザードエリアへの新規立地の抑制に取り組む必要があると考えますが如何ですか。

**【企画観光部長答弁】**

立地適正化計画に記載する防災指針を検討するにあたり、災害リスク分析を行った上で、地域の将来像を踏まえ、どの水準まで災害リスクの低下を図り災害リスクを回避するのか、どういった新規立地の抑制方法がその地域にとって現実的なのかを考えながら、また国、県等の整備計画との調整、連携を十分に図りながら、災害ハザードエリアへの対策の取組方針を判断していきたいと考えています。

**2. 蛸瀬地域の準工業地域の土地利用の促進に向けて**

都市計画用途地域は、住宅、店舗、事務所、工場など、競合するさまざまな土地利用を秩序立て、効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色ある街並みの形成などを目的とした「まちづくりのルール」です。

中津市都市計画総括図（資料 2）の用途地域では、蛸瀬川と自見川に挟まれた中殿から蛸瀬、米山地区に広がる約 100ha を準工業地域に指定しています。現状は、県道中津高田線や 40m 道路の沿線には、準工業地域でしか建築できない用途の建築物が立地していますが、その他のエリアは、準工業地域以外の住居系用途地域でも建築が可能な店舗や住宅等が多く建築されています。

特に、資料 2 の赤いエリア（約 13ha）の土地は農地のままです。

本来、準工業地域は、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地を誘導する地域です。

**（1）蛸瀬地域を準工業地域に指定した理由**

①都市計画法第 9 条では、準工業地域は、主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域とされていますが、中津市はどのような業種・用途の建築物をこのエリアに誘導しようとしているのか伺います。

**【企画観光部長答弁】**

蛸瀬地域につきましては、平成 7 年に北側に隣接する米山地区と一体で準工業地域に指定しています。

この地区の大半は農地であり、北側にクリーンプラザ、路線沿いに戸建て住宅、また県道中津高田線沿道には工業系の施設が立地しており、主要幹線道路との結節点という地域の特性を生かした、流通関連産業等の立地を促進するエリアとして、準工業地域の指定をしています。

②昨年 11 月、このエリアに歯科技工業の(有)サンエイデンタルが進出し、操業を開始しました。この企業の物資の搬入ルートについて伺います。

**【商工農林水産部長答弁】**

県道中津高田線ケーズデンキ中津店東側の信号のある交差点より(有)サンエイデンタルまでが搬入ルートとなります。

③この企業の取り付け道路（6m）の幅はどのような経過で整備されたのか。また、幅用地の買収の方法について伺います。

**【建設部長】**

（有）サンエイデンタルの取付道路である市道蛸瀬 7 1 1 号線の幅の経緯と用地取得方法についてお答えします。

この市道は、地元自治会からの要望に基づき、幅改良を行いました。  
用地の取得については、地権者からの寄付により無償で取得しております。

**（２）（都）中殿米山線の位置づけと整備の意義**

都市計画の用途地域は、市街地の土地利用の基本的な枠組みを定める地区で、良好な市街地環境の保全と市街地のあるべき土地利用の姿を実現するため、住居・商業・工業などの各機能を適正に配置した土地利用計画に基づき定めるものです。工業系の土地利用を誘導するためには、準工業地域に指定するだけが行政の仕事ではありません。そこに計画的な道路整備が必要です。

①そこで、準工業地域の中央を南北に縦断する（都）中殿米山線の都市計画の位置づけについて伺います。

**【企画観光部長答弁】**

都市計画道路中殿米山線は、平成 9 年に牛神東浜線から路線の形状を変更し、現在の形状で都市計画決定を行った路線です。決定理由としては、都市計画道路小祝鍋島線（県道中津高田線）と都市計画道路東浜相原線と牛神東浜線の交差点が近く、3 路線の交差点形状の改良のため、牛神東浜線を西側へずらし、現在の中殿米山線として変更決定を行いました。

また、市街地を南北に貫く補助幹線的な役割と、当時整備予定であった米山公園へ繋がる路線として決定しています。

②ちなみに、闇無地区、新大塚地区の宅地化が進んでいる理由について伺います。

**【企画観光部長答弁】**

闇無地区、新大塚地区は、農地と低層住宅が多い地域で住環境が良いこと、また県道中津高田線や中心市街地からも近く、交通や生活の利便性が高いことが、宅地化が進んでいる理由の一つだと考えられます。

③迷惑施設の建設に伴って地元から出された要望に基づき、元八並市長が広範なエリアに東西・南北の道路整備を進めた上で、元鈴木市長が用途地域を準工業地域から第 1 種住居専用地域に変更し、ダイハツ関係の住宅地の誘導を目指した土地利用政策がこのエリアの宅地化につながった成功例だと考えます。

市のめざす土地利用に誘導するためには、地元要望に基づく単発的な道路整備ではなく、都市計画道路を中心に一定の街区を構成する道路網の整備が必要です。限りある工業系用途地域である準工業地域のこのエリアの土地利用を促進するために、早期に（都）中殿米山線の

整備と道路網の整備に着手すべきと考えますが如何ですか。

**【企画観光部長答弁】**

中殿米山線は、都市計画道路網の交差点形状を改良するために計画した路線ですが、今後、中津市全体の都市計画道路の見直しにより役割が変更になる可能性があります。

また、整備の優先度についても、「中津市都市計画マスタープラン」、「中津都市計画区域マスタープラン」の中で優先的に整備を行う路線として上がっておらず、優先度は低いと考えています。加えて、中殿米山線周辺の地区については、生活道路の整備を計画的に行っており、地域住民の生活への影響を考えると、優先して整備を行う必要はないと考えています。

**(3) (都) 米山公園の整備計画の見直し**

土地開発公社の所有する米山公園用地は、土地利用方針を決めきれないまま、長期にわたって塩漬けの土地となっています。これまで管理に要した維持管理費や金利が用地代として回収できるかどうか分かりません。

①そこで、市長は、この厳しい財政上の中で、米山公園を当初計画どおりの整備する気概があるのか伺います。

**【企画観光部長答弁】**

米山公園を今以上に広げて整備していく考えはありません。

②大分県が令和3年3月に改定した「中津都市計画区域マスタープラン」では、特に優先的に計画の見直しを検討とする公園として「米山公園」が示されています。市内の公園の配置状況からこれ以上の都市公園は必要ない。既存の公園の機能向上を図るべきと考えます。そこで、都市計画公園の区域の見直しを行い、工業用地として売り出すべきと考えますが如何ですか。

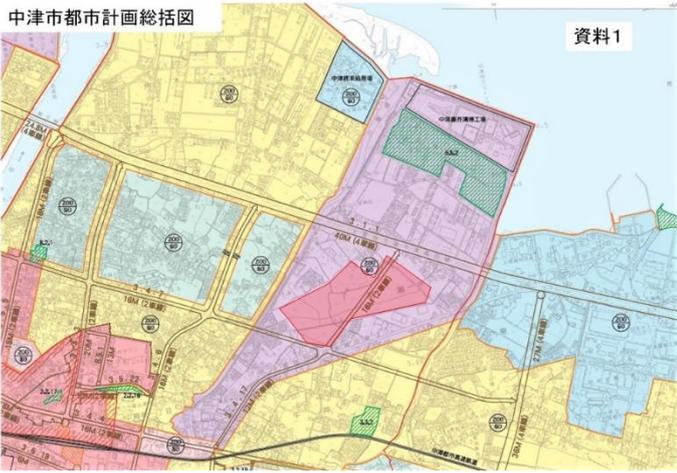
**【企画観光部長答弁】**

米山公園用地につきましては、現在、具体的な利用方針が定まっておらず、都市計画公園区域の見直しも含め、利用計画を考えているところです。

立地特性と周辺環境を考慮し、地元住民の皆様の声を聞きながら、中津市全体の発展につながるような計画とそれに必要な都市計画公園変更手続きを進めていきたいと考えています。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。

中津市都市計画総括図



中津市都市計画総括図

